

監査委員公表第3号
令和6（2024）年1月25日

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田 茂博

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 星野 正仁

記

第1 監査の概要

1 種類

出資団体監査

2 対象団体

地方自治法第140条の7第1項の規定に基づき、本市が4分の1以上の出資をしている団体のうちから、次の団体を選定した。

団体名	所管部署	基本財産	出捐金 (出資比率)
公益財団法人 かしわざき振興財団	産業振興部 商業観光課	33,000,000円	31,500,000円 (95.45%)

3 対象期間

令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までに執行した出納その他の事務の執行

4 監査の目的

出資団体の設立目的に沿った運営が行われているか、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを目的とする。

5 監査の主な着眼点

(1) 担当部署関係

- ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- イ 出資金等の支出手続は適正か。
- ウ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- エ 株券等の保管は良好か。
- オ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- カ 出資団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切な指導監督を行っているか。
- キ 増・減資等はあるか。また、配当金は確実に収入されているか。

(2) 団体関係

- ア 定款並びに諸規程等は整備されているか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 関係帳票の整備は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- キ 会計経理及び財産管理は適切か。
- ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

6 監査の期間

令和5（2023）年11月1日から令和6（2024）年1月25日まで

7 監査の方法

柏崎市監査基準に基づいて、対象団体から関係書類の提出を求め、事業報告や貸借対照表及び損益計算書などの財務諸表に係る計数を突合し、株主総会及び理事会等の議事録を査閲するとともに、必要に応じ関係職員から聴取の上、実施した。

第2 監査の結果

監査を実施したところ、出資目的に沿った事業運営が行われており、出納その他の事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められた。

第3 監査意見

監査対象団体の運営について、次のとおり意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては適切に検討されたい。

当該財団は、「貴重な地域資源を活かしながら、スポーツ活動や芸術・文化活動などの振興を図り、市民の健康と豊かな人間性を育む一方、地域産業を発展させることなどによって、柏崎地域への誇りと愛着を創造し、市民福祉の増進に寄与すること」をその設立目的に掲げ、財団が営む事業は、幅広い分野に渡り市民生活の豊かさ向上に大きく貢献している。

経営状況については、令和4（2022）年度は、エネルギーの高騰に対する支援を受けたほか、子育て応援事業の業務受託などもあり、令和3（2021）年度との比較では、経常収益は増加し、決算のマイナス幅も大きく縮小された。今後は、省エネの推進や費用の縮減を図り、より一層の収支の改善に努められたい。

また、施設等の利用状況においても、利用者数、利用収入ともに令和3（2021）年度と比較して回復傾向が顕著に表れてきている。令和5（2023）年5月8日に新型コロナウイルス感染症がいわゆる感染症法上の第5類に位置付けられ、臨時休業や利用人数等の制限もなくなったことから人の流れが活発化し、催しの来場者や施設利用者の更なる増加が見込まれる。各施設利用の促進とともに、マンパワーの確保等、この変化に対応できる万全の組織体制の整備を望むものである。

更には、市民サービスの向上に向け、適正で堅実な経営を前提に、所管課である商業観光課をはじめとする関係部署や各種団体と連携・協力して、子どもから大人まで幅広い市民ニーズを的確に捉え、健康・スポーツや芸術・文化、観光など本市の魅力の拡大に貢献されることを期待するものである。